

建設工事について、  
見積、金銭授受、契約締結等請負契約に  
関する事務を継続して行う事務所を記載。

### 營業所一覽表 (新規許可等)

(主たる営業所) 建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所。通常は「本店」「本社」

追加申請の場合は変更前に既に許可されている全業種を「変更前」の欄に記載する。

(従たる営業所)

(従たる営業面)